

意見書案第10号

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

提出者議員 武 田 貞 行

賛成者議員 松 本 一 郎

〃 枝 廣 晴 基

〃 木 村 光 宏

〃 日 向 清 一

〃 猪 口 満 雅

〃 山 田 靖 廣

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障を求める意見書

今、学校現場は教員希望者の減少に加え、病気休職者、20代、30代の離職者の増加など、深刻な教職員不足の状態にあり、子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）適用の教員については上限を守られない状態が現在も続いている。

また、学校の働き方改革の前進を図るとした政府の「骨太方針」が実現されたとしても、長時間労働解消に向けては十分とは言えない状態である。

教員の健康と福祉が守られていない現状の是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員の確保と定数改善などを策定・実施すべきである。また、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が急がれる。

よって、国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 児童生徒に寄り添う時間を保障するため、国として教職員の負担軽減策を具体的に示すこと。また、部活動においては、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を含めた方向性を早急に示すこと。
- 2 一人一人の児童生徒に確かな学びを提供するため、教職員の確保・定数改善を実施すること。
- 3 児童生徒に確かな学びを提供する教職員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。
- 4 各教育委員会に対し、中教審「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」の徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣